

交通反則通告センターに関する規則

(通告センターの設置)

第1条 道路交通法（昭和35年法律第105号）第9章に規定する交通反則通告制度を適正かつ能率的に運用するため、長崎交通反則通告センター（以下「通告センター」という。）及び支所を設置する。

2 前項の規定に基づいて設置する通告センター及び支所の名称、位置及び取扱区域は、別表のとおりとする。

(通告センター所長)

第2条 通告センターに、所長を置く。

2 所長は、警視の階級にある警察官をもって充てる。

3 所長は、警察本部長の命を受け、通告センターの事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(通告官)

第3条 通告センターに、通告官を置く。

2 通告官は、警視の階級にある警察官をもって充てる。

3 通告官は、上司の命を受け、通告センターにおける通告に関する事務を掌理する。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、通告センター及び支所の組織細目及び運営に関し必要な事項は、警察本部長の定めるところによる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年長崎県公安委員会規則第7号）

この規則は、昭和51年10月1日から施行する。

附 則（平成4年長崎県公安委員会規則第12号）

この規則は、平成5年1月1日から施行する。

附 則（平成16年長崎県公安委員会規則第7号）

この規則は、平成16年3月1日から施行する。ただし、別表の改正規定中長崎交通反則通告センター五島支所の項及び長崎交通反則通告センター新上五島支所の項の部分は、同年8月1日から施行する。

附 則（平成18年長崎県公安委員会規則第1号）

この規則は、平成18年1月6日から施行する。

附 則（平成18年長崎県公安委員会規則第17号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成30年長崎県公安委員会規則第2号）

この規則は、平成30年2月13日から施行する。

附 則（令和2年長崎県公安委員会規則第7号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第1条関係）

名 称	位 置	取扱区域
長崎交通反則通告 センター	長崎市尾上町3番3号 (長崎県警察本部)	長崎警察署、大浦警察署、 浦上警察署、時津警察署、 西海警察署、諫早警察署 及び大村警察署の管轄区 域
長崎交通反則通告 センター島原支所	島原市新馬場町890番地1 (島原警察署)	島原警察署、雲仙警察署 及び南島原警察署の管轄 区域
長崎交通反則通告 センター佐世保支所	佐世保市天満町4番18号 (佐世保警察署)	佐世保警察署、川棚警察 署、早岐警察署、相浦警 察署、江迎警察署、松浦 警察署及び平戸警察署の 管轄区域
長崎交通反則通告 センター五島支所	五島市東浜町3丁目9番1号 (五島警察署)	五島警察署の管轄区域
長崎交通反則通告 センター新上五島支 所	南松浦郡新上五島町有川郷733番 地2 (新上五島警察署)	新上五島警察署の管轄区 域
長崎交通反則通告 センター壱岐支所	壱岐市郷ノ浦町本村触551番地1 (壱岐警察署)	壱岐警察署の管轄区域
長崎交通反則通告 センター対馬南支所	対馬市巖原町中村633番地 (対馬南警察署)	対馬南警察署及び対馬北 警察署の管轄区域